

## 南区地域スポーツ活動補助金交付要綱

### 第1条 通則

この要綱は、地域スポーツ活動に対する補助金の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2条 目的

この補助金は、種目別スポーツ団体の事業を支援することにより、スポーツ種目の普及振興及び地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進を図ることを目的とする。

### 第3条 補助金交付先

補助金の交付先は、地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織された、種目別スポーツ団体（以下「団体」という。）とする。

2 賞杯等の現物支給を受けている団体は対象外とする。ただし、市民総合スポーツ大会区対抗交流競技の予選大会を兼ねた南区親善大会を実施している団体を除く。

3 補助金の交付対象団体は公募により募集する。

4 本市の市税を滞納していないこと。

### 第4条 交付金額

1 団体毎に、第6条に基づき交付の対象となる経費の合計額から、他団体からの補助金等の収入を控除した金額に対して、別表に定める金額を限度として予算の範囲内で決定し、交付する。

### 第5条 交付対象事業

- (1) 団体が主催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業
- (2) その他区長が目的達成に必要と認める事業

### 第6条 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 活動内容自体の委託費
- (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

### 第7条 事前協議

補助金の交付を申請しようとする団体の長は、4月から5月末日までに次に掲げる書類を添えて事前協議を受けなければならない。

ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 団体の規約
- (2) 役員・委員名簿
- (3) 直近の収支決算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

### 第8条 補助金の申請

補助金の申請にあたっては、団体の長は、南区地域スポーツ活動補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、所管する区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 事業収支計画書
- (3) 団体の規約
- (4) 役員・委員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

#### 第9条 暴力団の排除

区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条の規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助団体（任意団体であるときは、当該団体の代表者。法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

#### 第10条 補助金の交付決定

区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、南区地域スポーツ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請団体に交付するものとする。

#### 第11条 実績報告

団体の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに南区地域スポーツ活動実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等区長が必要と認める書類

#### 第12条 補助金の額の確定

区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを南区地域スポーツ活動実績調査確認書（様式第4号）により適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南区地域スポーツ活動補助金確定通知書（様式第5号）をもって通知するものとする。

（附則）

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

平成25年4月1日 一部改正。

（附則）

1 この要綱の有効期限は、平成33年3月31日までとする。

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）

平成27年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

(別表) 補助金交付限度額

補助基本額	20,000円
市民総合スポーツ大会区対抗交流競技の予選大会を兼ねた南区親善大会を実施している団体	70,000円

## 城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、当該スポーツ種目の普及振興及び城南区内の地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進を図ることを目的として行われる地域スポーツ活動に対する補助金の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助金交付先)

第2条 補助金の交付先は、当該スポーツ種目の普及振興もしくは地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織された、スポーツ団体（以下「団体」という。）とする。

2 補助金の交付対象者の募集は、公募により実施する。

### (交付金額)

第3条 1団体毎に、第5条に基づき交付の対象となる経費の合計額から、他団体からの補助金等の収入を控除した金額を限度に、別表の規定により計算して得られる額の範囲内とする。

### (交付対象事業)

第4条 交付対象事業は次のとおりとする。

- (1) 団体が主催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業
- (2) その他区長が目的達成に必要と認める事業

### (交付対象経費)

第5条 交付対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費を除いた費用について補助金の交付対象とする。

- (1) 人件費。
- (2) 活動内容自体の委託費。
- (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶果代を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費。

### (事前協議書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度の7月初日から8月末日までに、次に掲げる書類を添えて城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金事前協議書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 団体の規約および役員名簿
- (2) 直近の収支決算書
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

### (補助金の申請)

第7条 補助金の申請にあたっては、団体の長は、4月初日から5月末日までに城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 団体の規約
- (4) 役員・委員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

**(補助金の交付決定)**

第8条 区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請団体に交付するものとする。

**(実績報告)**

第9条 団体の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに城南区地域スポーツ振興奨励事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等、区長が必要と認める書類

**(補助金の額の確定)**

第10条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを城南区地域スポーツ振興奨励事業実績調査確認書（様式第5号）により適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金確定通知書（様式第6号）をもって通知するものとする。

**(附則)**

この要綱は、平成24年 6月19日から施行する。

**(附則)**

- 1 この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。ただし、平成26年度補助金の交付金額および事前協議書の提出については、第3条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成29年 3月31日限り効力を失う。

**(附則)**

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年 3月31日限り効力を失う。

**(別表)**

補助基本額	20,000 円
校区体育振興団体に推薦されたチームでの区大会を実施している場合	1 大会あたり 60,000 円を加算 (ただし、120,000 円を上限)
高齢者もしくは障がい者で構成される団体の場合	10,000 円を加算

## 東区いきいきまちづくり提案事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 東区いきいきまちづくり提案事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域課題に取り組む市民により結成された団体や企業、大学、NPOなどの多様な主体（以下「市民活動団体等」という。）が、地域の未来を共に創るパートナーとなっている社会を目指し、市民活動団体等がまちづくりのパートナーへと成長するための契機を提供するとともに、市民活動団体等の育成・創出を目的として交付するものである。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号のとおりとする。

#### (1) 自治協議会等

福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に規定する自治協議会及び同項第2号に規定するアからケまでの自治協議会を構成する団体をいう。

#### (2) 自治協議会等に類する団体

団体名称は自治協議会等に該当しないが、自治協議会等と同一の団体であると蓋然的にみなすことのできる団体をいう。

### (補助対象団体)

第4条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであること。なお、本補助金の補助対象団体は公募により募集する。

(1) 構成員が5名以上の団体であること。

(2) 営利活動を目的としない団体であること。（ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。）

(3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。

(4) 自治協議会等又は自治協議会等に類する団体でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。

(7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。

(8) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(9) 当該年度において、補助金の交付決定を受けていない団体であること。

### (補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、東区の地

域活性化や地域交流の促進等に寄与する事業であって、地域課題を解決するため自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり活動で、次に掲げる分野に該当するものとする。

- (1) 防災・防犯
  - (2) 子ども・地域福祉・健康
  - (3) 地域の環境・生活
  - (4) 地域資源の利活用
  - (5) その他東区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める分野
- 2 前項の事業は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 国・地方公共団体からの助成を受けていないこと。
- (2) 営利を目的とした事業でないこと。
- (3) 特定の個人や団体が利益を受ける事業でないこと。
- (4) 政治、宗教、選挙活動を目的としない事業であること。
- (5) 法令等に違反する事業でないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 祭り、運動会等地域で恒例となっている事業でないこと。
- (8) 保全又は維持管理のみを目的として実施する事業でないこと。
- (9) 当該年度中に着手し、終了する事業であること。
- (10) 当該年度以前に、同一の団体が実施する同様の事業に対して、本補助金の交付を3回受けていないこと。
- (11) その他区長が不適当と認める事業でないこと。

#### （補助対象経費）

第6条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業として採択決定後に支出された別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費とすることが適当でない区長が認める経費については、補助対象外経費とする。

#### （補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、前条に規定する経費のうち、次表に掲げる補助割合により算定した額以内とし、予算の範囲内において交付する。

区分	算定方法		交付限度額
	補助対象経費	補助割合	
新規採択事業	10万円まで	10分の10	20万円
	10万円を超える部分	10分の8	
上記以外の事業	全部	10分の8	

- 2 前項に規定する補助金の交付額の算定において、事業の実施に伴う自主財源以外の収入が補助対象外経費を上回る場合には、当該上回る金額を補助対象経費から控除する。
- 3 交付額の算定において、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、区長に対しその定める期日（以下「申請期間」という。）までに、「補助金交付申請書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業提案書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 年間事業計画書（様式第4号）
- (4) 団体概要書（様式第6号）
- (5) 実施団体の規約及び役員名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、申請期間内において、1団体につき1事業を限度とする。

3 申請期間は、4月1日から4月30日までとする。ただし、区長が申請期間を変更、追加又は補助対象団体の公募を延期若しくは中止するときはこの限りではない。

4 前項ただし書きの規定により、申請期間の変更、追加又は補助対象団体の公募の延期若しくは中止を決定したときは、区長はその決定についてすみやかに公表しなければならない。

(審査)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、東区いきいきまちづくり提案事業提案評価会設置要綱に基づき設置された東区いきいきまちづくり提案事業提案評価会での評価を参考にするとともに、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反していないかどうか、当該提案事業（以下「提案事業」という。）が東区いきいきまちづくり提案事業として適正かどうか、金額に誤りが無いかなどを調査し、補助金交付の可否を審査するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 区長は、前条に規定するところによる審査の結果、補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたり条件を付することができる。

3 区長は、前条の規定の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、すみやかに申請団体に対しその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第11条 区長は、補助金の交付を決定する場合には、福岡市補助金交付規則第6条に定める条件を付するものとする。

2 同規則第6条第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために行う、総事業費の増減を伴わない経費配分又は執行計画の変更。
- (2) 補助目的達成のため、又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更。



(決定の通知)

第 12 条 区長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかに「補助金交付決定通知書(様式第 7 号)」により申請団体に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助金の交付が決定した団体(以下「補助団体」という。)は、前条の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、「補助金交付取下げ申請書(様式第 8 号)」により、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内までに申請の取下げができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第 14 条 補助団体は、事業計画を変更(区長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき又は事業計画を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅延なく、「変更・中止・廃止承認申請書(様式第 9 号)」を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を「変更・中止・廃止承認・不承認通知書(様式第 10 号)」により補助団体に通知するものとする。

(状況報告)

第 15 条 区長は、必要があると認めるときは、補助団体から提案事業の遂行に関する報告を徴することができる。

(遂行命令等)

第 16 条 区長は、補助団体が提出する報告等により、その者の提案事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該提案事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該提案事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助団体は、提案事業が完了したとき又は提案事業の廃止の承認を受けたときには、次項に掲げる期日までに「実績報告書(様式第 11 号)」に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するとともに、公開による事業報告会においてその成果を報告しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第 12 号)

(2) 事業の経過又は成果を証する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は次のとおりとする。

(1) 事業が完了した日から 1 か月を経過する日、又は補助金の交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日

(2) 提案事業の廃止の承認を受けた日から10日を経過する日

(補助金の額の確定)

第18条 区長は、提案事業の完了又は廃止に係る提案事業の報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る提案事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「実績調査確認書(様式第13号)」により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書(様式第14号)」により、当該補助団体に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 区長は、提案事業の完了又は廃止に係る提案事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る提案事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該提案事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う提案事業について準用する。

(補助金の交付の時期)

第20条 補助金は、第18条の規定により確定した額を提案事業の終了後に交付するものとする。ただし、提案事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 補助団体は、提案事業の終了後に補助金の交付の請求をしようとするときは、「補助金交付請求申請書(様式第15号)」に「請求書(福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式)」を添えて区長に提出しなければならない。

3 補助団体は、提案事業の終了前に補助金の交付を受けようとするときは、「補助金概算払い請求申請書(様式第16号)」に「資金計画書(様式第5号)」を添えて区長に提出しなければならない。

4 前項の場合、補助団体は補助金交付決定後、速やかに「請求書(福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式)」を区長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第21条 区長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条の規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体又は補助団体(任意団体であるときは、当該団体の代表者。法人であるときは、その役員)

の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（交付決定の取消等）

第 22 条 区長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
  - （2）補助金を他の用途に使用したとき
  - （3）前 2 号に掲げる場合のほか提案事業に関して、補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく区長の処分又は命令に違反したとき
  - （4）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき
- 2 前項の規定は、提案事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第 12 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合にも準用する。

（補助金の返還）

第 23 条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、又は変更した場合において、当該取消し、又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を決定した日から起算して 15 日以内に「補助金返還命令書（様式第 17 号）」により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 区長は、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定に準用するところによりその返還を命じるものとする。

（書類の整備）

第 24 条 補助団体は、提案事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

- 2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（事業の評価）

第 25 条 区長は、第 17 条の規定による報告を受けたときは、公開による事業報告会を開催するものとする。

- 2 区長は、提案事業について評価を行い、その結果を「評価通知書（様式第 18 号）」により補助団体に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第 26 条 補助団体は、提案事業により取得し、又は効用の増加した備品等を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期 間)

この要綱の有効期間は平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、同日に属する年度以前に交付した補助金については、交付年度終了後 5 年間その効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に交付した補助金については従前の要綱による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、施行期日前に交付した補助金については従前の要綱による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に交付決定した補助金については従前の要綱による。

(期 間)

この要綱の有効期間は平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、同日が属する年度以前に交付した補助金については、交付年度終了後 5 年間その効力を有する。

別表 補助対象経費（第6条関係）

経費区分		内容
報償費		・事業実施に必要な団体外部の指導者等への謝金 (報償費の額は福岡市職員研修センター謝礼基準に定める額を上限とする)
旅費		・事業実施に必要な指導者等の旅費 ・事業実施に必要な公共交通機関の運賃
需用費	印刷消耗品費	・事業実施に必要な事務用品や参考資料等の購入費 ・事業実施に必要な資料印刷代、写真現像代等
	光熱水費	・事業実施に必要な機材の燃料費等
	修繕費	・事業の実施により破損した機材等の修繕費
	資材購入費	・事業実施に必要な部材、苗木、肥料、鎌代等
役務費		・事業実施に必要な郵便・送料、傷害保険料等
使用料及び借損料		・事業実施に必要な会議室、土地、自動車、機材等の借上げ料等
備品購入費		・価格が1万円以上、かつ耐用年数が1年以上の物品の購入。ただし、補助対象事業の目的達成のため特に効果があり、購入する方がリース又はレンタルよりも安価である場合に限り、備品購入費の2分の1の額又は10万円のうち低い金額を上限に補助対象とする。
その他		・上記以外の経費で、区長が必要と認める経費

(注) 以下の経費については補助対象外とする。

- ①団体等の日常的な活動に要する経費（組織の運営管理費等）
- ②高額な謝礼等が必要な外部講師の招請に要する経費（報償費、旅費等）
- ③事業実施団体内での人件費（内部講師等に対する謝金等）
- ④事業実施にあたり、事業を補佐又は支援する団体外部の者の人件費（有償ボランティアの日当等）
- ⑤事業の主要部分の実施を外部へ委託するための経費
- ⑥会合の飲食費など事業と直接関係のない経費
- ⑦事業実施にあたり、工事に要する経費
- ⑧承諾を得ないで支出した備品購入費
- ⑨参考市場価格の提示が困難である物品等の購入費

## 中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中央区まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）による。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、市民自らが創意と工夫をもって、自主的に取り組む中央区の地域課題の解決や魅力づくり等の事業を支援することにより、市民一人ひとりが生きがいを持ってまちづくりに取り組む「市民主体の活力あふれるまちづくり」を促進することを目的として交付するものである。

### (補助交付対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであること。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 構成員が5名以上の団体であること。
- (2) 営利活動を目的としない団体であること。（ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。）
- (3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。
- (4) 自治協議会（「福岡市自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。
- (7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。

### (補助交付対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中央区の地域課題の解決や活性化等のため、自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり事業であり、次に掲げる各号のいずれかの分野に該当するものとする。

- (1) 次世代育成
- (2) 地域活性化
- (3) 環境美化・安全安心
- (4) スポーツ・文化・健康
- (5) その他区長が必要と認める課題

2 前項の事業は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するも

のでなければならない。

- (1) 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。
- (2) 営利を目的とした事業でないこと。
- (3) 特定の個人や団体が利益を受ける事業でないこと。
- (4) 政治、宗教、選挙活動を目的としない事業であること。
- (5) 法令等に違反する事業でないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 祭り、運動会等地域で恒例となっている事業でないこと。
- (8) 当該年度（翌年2月末日まで）の間に実施する事業であること。
- (9) その他区長が不適当と認める事業でないこと

（補助交付対象経費）

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 団体の経常的な運営費
- (3) 活動内容自体の委託費
- (4) 食糧費。事業実施のために必要な飲食費は補助対象とする。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費のうち、予算の範囲内で最高**30**万円（千円未満の端数は、切捨てとする。）を限度とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、別に定める期日までに、「中央区まちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 年間事業計画書
- (4) 団体概要書
- (5) 実施団体の規約及び役員名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、年度内において、1団体につき1回を限度とする。

（暴力団の排除）

第8条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」

という。)第6条の規定に基づき、本条の規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助団体(任意団体であるときは、当該団体の代表者。法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(審査)

第9条 区長は、第7条の規定により補助金の申請があったときは、中央区まちづくり支援事業提案評価会設置要綱に基づき設置された中央区まちづくり支援事業提案評価会での評価を参考にするとともに、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反していないかどうか、当該事業が中央区まちづくり支援事業として適正かどうか、金額に誤りがないか等を調査し、補助金交付の可否を審査するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 区長は、前条に規定するところによる審査の結果、補助金を交付すべきと認めるときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたり条件を付することができる。

3 区長は、前条の規定の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、すみやかに申請団体に対しその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第11条 区長は、補助金の交付を決定する場合には、福岡市補助金交付規則第6条に定める条件を付するものとする。

2 同規則第6条第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために行う、総事業費の増減を伴わない経費配分又は執行計画の変更。

(2) 補助目的達成のため、又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更。

(決定の通知)

第12条 区長は、補助金の交付の可否を決定したときは、すみやかに「中央区まちづくり支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)」により申請団体に通知しなければならない。



(申請の取下げ)

第 13 条 補助金の交付が決定した団体（以下「補助団体」という。）は、前条の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、「中央区まちづくり支援事業補助金交付取下げ申請書（様式第 3 号）」により、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内までに申請の取下げができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第 14 条 補助団体は、事業計画を変更（区長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は事業計画を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅延なく、「中央区まちづくり支援事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第 4 号）」を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を「中央区まちづくり支援事業変更・中止・廃止承認・不承認通知書（様式第 5 号）」により補助団体に通知するものとする。

(状況報告)

第 15 条 区長は、必要があると認めるときは、補助団体から当該事業の遂行に関する報告を徴することができる。

(遂行命令等)

第 16 条 区長は、補助団体が提出する報告等により、当該事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助団体は、当該事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときには、すみやかに「中央区まちづくり支援事業実績報告書（様式第 6 号）」に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するとともに、公開による事業報告会においてその成果を報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過又は成果を証する書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 18 条 区長は、当該事業の完了又は廃止に係る報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金

の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「中央区まちづくり支援事業実績調査確認書（様式第7号）」により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「中央区まちづくり支援事業補助金確定通知書（様式第8号）」により、当該補助団体に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第19条 区長は、当該事業の完了又は廃止に係る事業の成果報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用する。

（補助金の交付の時期）

第20条 補助金は、第18条の規定により確定した額を当該事業の終了後に交付するものとする。ただし、当該事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 補助団体は、当該事業の終了後に補助金の交付の請求をしようとするときは、「中央区まちづくり支援事業補助金交付請求申請書（様式第9号）」に「請求書（福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式）」を添えて区長に提出しなければならない。

3 補助団体は、当該事業の終了前に補助金の交付を受けようとするときは、「中央区まちづくり支援事業補助金概算払い請求申請書（様式第10号）」に「請求書（福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式）」及び資金計画書を添えて区長に提出しなければならない。

4 交付額については、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付決定の取消等）

第21条 区長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

（1）偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金を他の用途に使用したとき

（3）前2号に掲げる場合のほか支援事業に関して、補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく区長の処分又は命令に違反したとき

（4）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき

2 前項の規定は、当該事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合にも準用する。

（補助金の返還）

第22条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、又は変更した場合において、当該取消し、又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を決定した日から起算して15日以内に「中央区まちづくり支援事業補助

金返還命令書(様式第 11 号)」により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 区長は、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定に準用するところによりその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第 23 条 補助団体は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

- 2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(事業の評価)

第 24 条 区長は、第 17 条の規定による報告を受けたときは、公開による事業報告会を開催するものとする。

- 2 区長は、当該事業について評価を行い、その結果を「中央区まちづくり支援事業評価通知書(様式第 12 号)」により補助団体に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第 25 条 補助団体は、支援事業により取得し、又は効用の増加した備品等を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、同日に属する年度以前に交付した補助金については、交付年度終了後 5 年間その効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に交付した補助金については従前の要綱による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に交付した補助金については従前の要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

(様式第1号)

中央区まちづくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(申請者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

平成 年度中央区まちづくり支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記の通り申請します。

また、申請にあたりましては、次の補助金の交付要件の確認に係る調査・照会に同意します。

- 1 本補助金の交付要件である「本市の市税を滞納していないこと」の確認にあたり、税務担当課に補助金交付申請書類が開示され、私（法人）の市税の課税状況及び納税状況についての照会がされること。
- 2 本件申請にあたり提出した個人情報について、この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察本部へ照会がされること。

記

1 事業名

2 補助金の申請額

3 関係書類

- (1) 事業提案書（様式第1号の1）
- (2) 事業収支計画書（様式第1号の2）
- (3) 年間事業計画書（様式第1号の3）
- (4) 団体概要書（様式第1号の4）
- (5) 実施団体の規約及び役員名簿

## 事業提案書

団体名

1 事業名	
2 事業区分 (該当区分に○)	(1) 次世代育成 (2) 地域活性化 (3) 環境美化・安全安心 (4) スポーツ・文化・健康 (5) その他区長が必要と認める課題
3 事業の目的  ※地域のニーズや課題 解決につながる点も 合わせてご記入くだ さい	
4 事業の概要  ※アイデアや工夫して いる点等も合わせて ご記入ください	<b>【具体的な実施内容】</b>  ○実施日時  ○実施場所  ○実施内容         ○実施対象者
5 期待される効果	

※必要に応じてページ数等を増やして記載してください。

※既存の事業を拡大した場合、工夫や改善した点を明確にして下さい。

## 事業収支計画書

(収入)

(単位：円)

項 目	予算額	内 訳
自己資金		会費 参加費 事業収益 その他 ( )
まちづくり支援補助金		当該事業に対する補助希望額
その他の資金 ※1		
合 計	0	

※1 企業、他機関等からの協賛金 等

(支出)

区分	項 目	予算額	内 訳 (算出根拠)
補助対象経費			
	小 計	0	
補助対象外経費			
	小 計	0	
合 計	0		





## 団体概要書

1 団体名	
2 団体の所在地	〒      ー
3 代表者名	(ふりがな) -----
4 設立年月日	年    月    日
5 構成員数	人 (うち役員    人)
6 団体の目的	
7 主な活動内容	
8 主な活動実績	
9 主な活動場所	
10 担当者・連絡先	(ふりがな) -----
	氏名
	(役職                    )
	住所    〒      ー
	電話番号
	F A X
	E - m a i l
HPアドレス	

(様式第2号)

中央区まちづくり支援事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

中央区長

平成 年 月 日をもって申請のあった中央区まちづくり支援事業補助金については、審査の結果、採用 / 不採用 となりましたので通知します。

1. 「採用の場合」

記

- 1 事業名
- 2 補助決定金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
  - (1) 事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（区長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けること。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けること。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、すみやかに区長に報告してその指示を受けること。
  - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から10日以内とする。
  - (5) その他福岡市補助金交付規則及び中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

2. 「不採用の場合」

不採用となった理由

(様式第3号)

中央区まちづくり支援事業補助金交付取下げ申請書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(申請者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

⑩

電話番号

平成 年 月 日付け中企振第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、補助金の交付の取下げをしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 取下げの理由

(様式第4号)

中央区まちづくり支援事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(申請者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

平成 年 月 日付け中企振第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、事業の変更・中止・廃止を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援事業名

2 補助金交付額

(1) 交付決定額 円

(2) 交付変更額 円

3 変更・中止・廃止理由

4 関係書類

(1) 事業計画書 (変更後)

(2) 事業収支計画書 (変更後)

(様式第5号)

中央区まちづくり支援事業変更・中止・廃止承認・不承認通知書

号

平成 年 月 日

様

中央区長

平成 年 月 日をもって申請のあった中央区まちづくり支援事業変更・中止・  
廃止承認申請については、承認・不承認することといたしましたので通知いたします。

(様式第6号)

中央区まちづくり支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(支援者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

⑩

電話番号

平成 年 月 日付け中企振第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施状況
  - (1) 事業収支計算書
  - (2) 事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
  - (1) 補助金の交付決定額 円
  - (2) 補助金の既交付額 円
  - (3) 補助金の精算額 円

(様式第6号の1)

### 事業収支計算書

(収入)

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減	内 訳
自己資金				
まちづくり支援補助金				
その他の資金				
合 計	0	0	0	

(支出)

区分	項 目	予算額	決算額	増減	内 訳
補助対象経費					
	小 計		0	0	0
補助対象外経費					
	小 計		0	0	0
合 計		0	0		

(様式第7号)

中央区まちづくり支援事業実績調査確認書

平成 年 月 日

確認者 所属  
職名  
氏名 ⑩

平成 年 月 日付け中央区まちづくり支援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記



(様式第8号)

中央区まちづくり支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日  
第 号

様

中央区長

平成 年 月 日付け中央区まちづくり支援事業実績報告書により、同事業補助金額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助確定金額

(様式第9号)

中央区まちづくり支援事業補助金交付請求申請書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(申請者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

平成 年 月 日付け中企振第 号をもって額の決定のあった中央区まちづくり支援事業補助金を中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により次のとおり請求します。

記

1. 事業名

2. 請求額

円

(様式第 10 号)

中央区まちづくり支援事業補助金概算払い請求申請書

年 月 日

(あて先) 中央区長

(申請者)

団体所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

平成 年度中央区まちづくり支援事業補助金に対する補助金について概算交付を受けたいので、中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により次のとおり請求します。

記

1. 事業名
2. 概算払い交付補助額 円
3. 概算払い交付を受ける理由
4. 関係書類
  - (1) 資金計画書

(様式第 11 号)

中央区まちづくり支援事業補助金返還命令書

第 号  
平成 年 月 日

様

中央区長

平成 年 月 日付け中企振第 号で交付した中央区まちづくり支援事業補助金については、中央区まちづくり支援事業補助金交付要綱第 22 条の規定により、次のとおり返還を命じる。

記

- 1 事業名
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 交付決定額 円
- 6 既交付額 円

(様式第 12 号)

中央区まちづくり支援事業評価通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

中央区長

平成 年 月 日付け中企振第 号で交付した中央区まちづくり支援事業補助金については、事業の評価を行った結果、下記のとおりとなったことを通知します。

- 1 支援事業名
- 2 総合評価

A (大変評価できる)
B (評価できる)
C (あまり評価できない)

## 南区祭り振興事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 南区祭り振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）による。

### (目的)

第2条 補助金は、南区で開催される祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与するとともに、地域振興の核となる拠点の振興・創造に寄与することを目的として交付する。

### (補助交付対象事業と対象者)

第3条 南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業とする。

- 2 補助金の交付対象事業は公募により募集する。
- 3 本市の市税を滞納していないこと。

### (暴力団の排除)

第4条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、排除措置を講じるものとする。

2 区長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報を求めることができる。

### (補助交付対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 活動内容自体の委託費
- (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

### (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費のうち、予算の範囲内で最高10万円（千円未満の端数は、切り捨てとする。）を限度とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を申請しようとする祭り事業の主催者（以下「主催者」という。）は、6月から7月末日までに次に掲げる書類を添えて事前協議を受けなければならない。ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 主催者の規約
- (2) 役員・委員名簿
- (3) 直近の収支決算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする祭り事業の主催者は、南区祭り振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 主催者の規約
- (4) 役員・委員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、南区祭り振興事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 主催者は、当該年度の事業が完了した後、速やかに南区祭り振興事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを南区祭り振興事業実績調査確認書(様式第4号)により確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南区祭り振興事業補助金確定通知書(様式第5号)をもって通知するものとする。

(附則)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱の有効期限は、平成33年3月31日までとする。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市 南区長

申請者の住所

申請者の団体名

代表者の役職名・<sup>フリガナ</sup>氏名

⑨

性別・生年月日

### 南区祭り振興事業補助金交付申請書

平成 年度南区祭り振興事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 事業の内容等

(1) 開催概要のとおり

(2) 添付資料

- ・事業収支計画書
- ・団体規約
- ・役員名簿

#### 2 補助金交付申請額

金 円

#### 確認書

- 提出した申請書及び添付資料は、市が保管し、返却されないことを了承します。
- 本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が次の各号に係る照会確認に使用することを同意します。
  - 市税に係る徴収金に滞納がないことを確認するため、市税務担当課への照会確認に使用すること。
  - この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用すること。

以上を承諾のうえ、申請します。

所在地

団体名

代表名

(印)



(様式第 2 号)

## 南区祭り振興事業補助金交付決定通知書

南区企振第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市 南区長 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった南区祭り振興事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

- 1 補助事業名 南区祭り振興事業
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 平成 年 月
- 4 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から 14 日以内とする。
  - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第3号)

## 南区祭り振興事業実績報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市 南区長

申請者の住所  
申請者の団体名  
代表者の役職名・氏名 ⑩

平成 年 月 日付 企振第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助事業名 南区祭り振興事業
  
- 2 補助事業の実施期間 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで
  
- 3 補助事業の実施状況 ア 事業収支計算書  
イ 事業の経過または成果を証する書類等
  
- 4 補助金の交付決定額と精算額  
補助金の交付決定額 円  
(補助金の既交付額) ( 円)  
補助金の精算額 円

(様式第4号)

平成 年度南区祭り振興事業実績調査確認書

平成 年 月 日

所属  
職名  
氏名

印

平成 年 月 日付平成 年度南区祭り振興事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

(様式第5号)

## 南区祭り振興事業補助金確定通知書

南区企振第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市南区長

平成 年 月 日付南区祭り振興事業実績報告書により、平成 年度南区祭り振興事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

### 記

- 補助事業名 南区祭り振興事業
- 補助確定金額 円
- 補助条件 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。